



# 金沢市公報

第2475号の3

平成17年(2005年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	める規則		
規則			(国際文化課)	1
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例の一部の施行期日を定める規則 (交通政策課)	1	徳田秋聲記念館条例の施行期日を定める規則 ( " )		1
金沢21世紀美術館条例の一部の施行期日を定		金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(広報広聴課)		1

## 規 則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第3号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成16年条例第56号)附則第1項第1号に規定する規則で定める日は、平成17年4月1日とする。

金沢21世紀美術館条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第4号

金沢21世紀美術館条例の一部の施行期日を定める規則

金沢21世紀美術館条例(平成16年条例第1号)附則第1項第2号に規定する規則で定める日は、平成17年3月5日とする。

徳田秋聲記念館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第5号

徳田秋聲記念館条例の施行期日を定める規則

徳田秋聲記念館条例(平成16年条例第50号)の施行期日は、平成17年4月7日とする。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第6号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成3年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(条例第31条において準用する場合を含む。)」を削る。

第9条の見出し中「情報公開」を「範囲」に改め、同条中「出資している法人」の次に「並びに本市及び当該法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人」を加える。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第21条第2項に規定する規則で定める数は、100人とする。

第11条中「第23条第1項」を「第23条第2項」に改める。

第12条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報目的外利用等届出書」を「保有個人情報目的外利用等届出書」に改め、同条第2項中「個人情報の記録」を「保有個人情報」に、「個人情報目的外利用等届出書」を「保有個人情報目的外利用等届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の電子計算機等の結合による提供の届出)

第12条の2 条例第24条の2第2項の規定による市長への届出は、電子計算機等の結合による保有個人情報提供届出書(様式第10号の2)により行うものとする。

第13条の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「記録、加工等の処理の業務を委託し」を「取扱いの委託をし」に、「委託契約書」を「委託に係る契約書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該委託に係る業務の内容により必要がないと認める事項は、この限りでない。

第13条第1号中「個人情報の記録の機密保持」を「個人情報に関する秘密の保持」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「記録の搬送、保管及び廃棄」を「保管、廃棄及び返却」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「記録の」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号中「記録の」を削り、「使用、保管」を「利用」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の収集の制限に関する事項

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、実施機関が指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)に公の施設の管理の業務(個人情報を取り扱うものに限る。)を行わせる場合について準用する。この場合において、前項中「個人情報の取扱いの委託をしようとするとき」とあるのは「公の施設の管理の業務(個人情報を取り扱うものに限る。)を行わせようとするとき」と、「当該委託に係る契約書」とあるのは「当該管理業務に係る協定書等」と、「再委託」とあるのは「委託」と、「委託目的」とあるのは「公の施設の管理目的」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第30条第1項の規定により本人であることを明らかにしようとするときは、官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書等であって本人の写真を張り付けたものの提示その他実施機関が適当と認める方法により行わなければならない。

3 条例第30条第1項の規定により本人の法定代理人であることを明らかにしようとするときは、当該法定代理人について前項に規定する方法により行うもののほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(自己情報公開請求又は訂正等の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出しなければならない。

第14条に次の4項を加える。

4 自己情報公開請求をした法定代理人は、当該請求に係る自己情報の公開を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該請求をした実施機関に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該自己情報公開請求は、取り下げられたものとみなす。

6 自己情報公開請求又は訂正等の請求は、市長が特別の理由があると認めるときは、代理人(法定代理人を除く。以下同じ。)によってすることができる。この場合において、代理人は、代理権を有することを証明する書類(当該自己情報公開請求又は訂正等の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出し、かつ、第2項に規定する本人を確認することができる書類及び官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書等であって当該代理人の写真を張り付けたものその他実施機関が適当と認める書類を提示しなければならない。

7 第4項及び第5項の規定は、代理人による自己情報公開請求について準用する。

第15条を次のように改める。

(自己情報公開請求に対する決定の通知書)

第15条 条例第31条において準用する条例第11条第1項に規定する書面は、自己情報公開決定通知書(様式第12号)とする。

2 条例第31条において準用する条例第11条第2項に規定する書面は、自己情報非公開決定通知書(様式第13号)とする。

3 条例第31条において準用する条例第12条第2項に規定する書面は、自己情報公開決定等期間延長通知書(様式第

14号) とする。

4 条例第31条において準用する条例第13条に規定する書面は、自己情報公開決定等期間特例延長通知書(様式第15号) とする。

第16条の見出し中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、「の通知書」を削り、同条第2項中「情報の公開決定に関する通知書」を「保有個人情報の公開決定に関する通知書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「書面による」を削り、「情報の公開決定等に係る意見書の提出に関する通知書」を「保有個人情報の公開決定等に係る意見書の提出に関する通知書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第31条において準用する条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自己情報公開請求があった日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第16条の次に次の1条を加える。

(訂正等の請求に対する決定の通知書)

第16条の2 条例第31条の2第1項において準用する条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、自己情報訂正等決定通知書(様式第18号) とする。

2 条例第31条の2第1項において準用する条例第12条第2項に規定する書面は、自己情報訂正決定等期間延長通知書(様式第19号) とする。

3 条例第31条の2第2項に規定する書面は、自己情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第20号) とする。

第17条の見出し中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条前段中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条中「第15条第1項」とあるのは「第32条第1項において準用する条例第15条第1項」と、「行政情報」とあるのは「保有個人情報」と読み替えるものとする。

第18条中「様式第18号」を「様式第21号」に改める。

別表の備考第1項中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に、「用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いたときは、日本工業規格A列3番の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算してその枚数を算定する」を「用いるものとする」に改め、同備考第2項及び第3項中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に改める。

様式第2号、様式第3号及び様式第7号の備考を次のように改める。

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第10号中「個人情報目的外利用等届出書」を「保有個人情報目的外利用等届出書」に、

目的外利用等をする個人情報の記録項目		を
目的外利用等をする保有個人情報の記録項目		に、
目的外利用等をする個人情報の使用先		を
目的外利用等をする個人情報の使用先における事務事業の名称		

目的外利用等をする保有 個人情報の使用先		に改
目的外利用等をする保有 個人情報の使用先におけ る事務事業の名称		

め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第12条の2関係)

電子計算機等の結合による保有個人情報提供届出書

届出年月日	年 月 日
実施機関名及び事務担当 組織名	
電子計算機等の結合によ り提供をする年月日	年 月 日
個人情報ファイル名	
提供をする保有個人情報 の記録項目	
提供をする保有個人情報 の使用先	
提供をする保有個人情報 の使用先における事務事 業の名称	

様式第11号中「第30条」を「第30条第1項」に、

請求内容の区分	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 訂正 5 削除 6 目的外利用等の中止	を
---------	--	---

請求内容の区分	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 訂正 5 利用の停 止 6 消去 7 提供の停止	に、
---------	---	----

訂正、削除又は目的外利 用等の中止の請求理由		を
---------------------------	--	---

訂正、利用の停止、消去 又は提供の停止の請求に 係る保有個人情報の公開 を受けた日	年 月 日	に改
訂正、利用の停止、消去 又は提供の停止の請求理 由		

める。

様式第12号中「第31条」を「第31条において準用する同条例第11条第1項」に、

自己情報の内容		を
---------	--	---

自己情報公開請求に係る 保有個人情報の内容		に、
--------------------------	--	----

「第28条第2項第 号に該当」を「第30条の2第 号 に該当」に改め、同様式の備考を次のように改める。  
備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第13号中「第31条」を「第31条において準用する同条例第11条第2項」に、

自己情報の内容		
公開することができない理由	金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例 第28条第2項第 号に該当	
この決定の日から1年以内に上記の理由に該当しなくなることによりこの自己情報の全部又は一部を公開することができるようになる期日（明らかであるときのみ記入）	年 月 日 (公開を希望する場合は、この日以後に改めて公開請求をしてください。)	を

自己情報公開請求に係る 保有個人情報の内容		
公開することができない理由	金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例 第 条 第 号 に該当	
この決定の日から1年以内に上記の理由に該当しなくなることによりこの保有個人情報の全部又は一部を公開することができるようになる期日（明らかであるときのみ記入）	年 月 日 (公開を希望する場合は、この日以後に改めて公開請求をしてください。)	に改

め、同様式の備考を次のように改める。

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（が被告の代表者となります。）提起することができます。





保有個人情報の公開決定等に係る意見書の提出に関する通知書		第 号
		年 月 日
住所 氏名	様	
(実施機関名)		印
<p>金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき、次のとおり に関する情報が含まれている保有個人情報の自己情報公開請求があったので、同条例第31条において準用する同条例第14条第 項の規定により通知します。</p> <p>この自己情報公開請求に係る保有個人情報の公開決定等についてご意見があるときは、別紙「保有個人情報の公開決定等に関する意見書」にご記入のうえ提出してください。</p>		
自己情報公開請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容		
自己情報公開請求があった日	年 月 日	
意見書の提出期限	年 月 日	
意見書の提出先		

(別紙)

保有個人情報の公開決定等に関する意見書		年 月 日
(あて先) (実施機関名)		
		住所 氏名
		〔法人その他の団体にあつては、名称、 事務所等の所在地及び代表者の氏名〕
先に通知のあった保有個人情報の公開決定等についての意見は、次のとおりです。		
に関する情報の内容		
上記情報の公開に対する反対の意思の有無	有 ・ 無	
公開に反対する部分及びその理由		

様式第17号 (第16条関係)

保有個人情報の公開決定に関する通知書		第 号
		年 月 日
住所 氏名	様	

(実施機関名) 印	
年 月 日付け 第 号で通知しました	
<p>に関する情報が含まれている保有個人情報の公開について、次のとおり保有個人情報を公開することと決定したので、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第31条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第18号を様式第21号とし、様式第17号の次に次の3様式を加える。

様式第18号（第16条の2関係）

自己情報訂正等決定通知書	
第 号 年 月 日	
住所 氏名 様	
(実施機関名) 印	
<p>年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等について、次のとおり決定したので、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第31条の2第1項において準用する同条例第11条第 項の規定により通知します。</p>	
請求内容の区分	1 訂正    2 利用の停止    3 消去    4 提供の停止
決定の内容	
個人情報ファイル名	
訂正等の請求に係る保有個人情報の内容	
訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の内容	
認めないこととする場合はその理由	

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（が被告の代表者となります。）提起することができます。



ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第19号 (第16条の2関係)

自己情報訂正決定等期間延長通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日
様	(実施機関名) 印
<p>年 月 日付で請求のあった自己情報の訂正等について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第31条の2第1項において準用する同条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。</p>	
請求内容の区分	1 訂正    2 利用の停止    3 消去    4 提供の停止
個人情報ファイル名	
訂正等の請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

様式第20号 (第16条の2関係)

自己情報訂正決定等期間特例延長通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日
様	(実施機関名) 印
<p>年 月 日付で請求のあった自己情報の訂正等について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第31条の2第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。</p>	
請求内容の区分	1 訂正    2 利用の停止    3 消去    4 提供の停止
個人情報ファイル名	
訂正等の請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第31条の2第2項（訂正決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
---	--

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年(2005年)3月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 100円	印刷所	(株) 共 栄